

# ボランティア要綱

平成23年度版

氏 名: \_\_\_\_\_

登録ボランティア種類: \_\_\_\_\_

公益財団法人名古屋国際センターは、誰もが豊かに安心して暮らせる社会の実現を目指し、「地域における多文化共生の促進」を方針とし、さまざまな活動を行っています。市民の皆様にボランティアとしてのご協力をいただき、取り組んでいきたいと願っています。

# (公財)名古屋国際センターボランティアに関する要綱

制 定 平成13年3月14日

最終改定 平成23年8月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋国際センター（以下「センター」という。）が、市民と外国人住民とが共に豊かな文化を創造できる「多文化共生社会」の形成のために、幅広く市民の地域社会への関わりを推進する趣旨のもとに、ボランティア登録を実施するために必要な事項等を定めるものとする。

(登録ボランティアの種類及び活動内容)

第2条 センターに登録するボランティア（以下「登録ボランティア」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 多文化共生ボランティア

- ア 日本語の会ボランティア
- イ 情報サービスコーナーボランティア
  - A) 情報カウンターボランティア
  - B) NIC OUT & ABOUT ボランティア
  - C) NIC WALKING GUIDES ボランティア
- ウ ライブラリーボランティア
  - A) ライブラリーボランティア
  - B) 絵本の会ボランティア
- エ ひらがなしんぶんボランティア
- オ 子どもサポートボランティア
  - A) 子ども日本語教室（日曜日）ボランティア
  - B) 子ども日本語教室（夏休み）ボランティア
  - C) ソニョメウ（私の夢）子ども広場ボランティア
  - D) 九番団地子どもサッカー教室ボランティア
- カ 語学ボランティア
- キ 災害語学ボランティア
- ク 留学生サポートボランティア
  - A) 交流サポートボランティア
  - B) 日本語サポートボランティア
- ケ 放送ボランティア
- コ コミュニティーサポートボランティア

(2) 異文化理解ボランティア

- ア ホームビジットボランティア
- イ ホームステイボランティア
- ウ 事業サポートボランティア
- エ 国際理解教育ボランティア

(3) 国際協力ボランティア

ア 世界寺子屋運動ボランティア

2 上記のボランティアについては、センターの判断により、追加、変更、廃止を行うことができる。

3 登録ボランティアの活動内容は、別表のとおりとする。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、第1条と第2条及び第8条を除き、留学生サポートボランティアには適用しない。

(活動の範囲)

第4条 登録ボランティアの活動の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) センターが主催、共催又は後援する各種事業及び財団が紹介する団体及び個人への協力

(2) その他、外国人及び日本人に対する利便の提供

(活動の依頼)

第5条 センターは、ボランティア活動の依頼を、対象活動の内容に応じ、登録ボランティアに直接連絡して行うものとする。

(報酬)

第6条 センターは、登録ボランティアの活動に対する報酬は支給しない。

(必要経費の補助等)

第7条 登録ボランティアの活動に対する必要経費として、次の各号のとおり補助を行う。

(1) 語学ボランティア(通訳)の活動については、依頼者の負担により、1,000円を補助する。

ただし、語学ボランティアの活動にかかる交通費が1,000円を超える場合は、その実費を依頼者の負担により支給するものとする。なお、ボランティア活動に特別な経費が必要な場合は依頼者が負担するものとする。

(2) 事業サポートボランティア及び災害語学ボランティアの活動については、1日につき1,000円を補助する。

(3) 多文化共生ボランティア(語学ボランティアと災害語学ボランティア及び留学生サポートボランティアは除く。)と国際協力ボランティアの活動については、当面原則として、経費としてセンターの算出方法により、ボランティア活動に係る交通費を補助する。

(4) ホームステイボランティアの活動については、原則として、依頼者の負担により1日につき1人あたり1,000円を補助する。

なお、ホームステイをする滞在者本人の個人的経費は、滞在者本人の負担とする。

(5) 国際理解教育ボランティアの活動については、当面原則として、経費としてセンターの算出方法により、ボランティア活動に係る交通費を補助する。

2 ホームビジットボランティアの活動に係る経費の補助は、原則として、行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、センターの主催事業に参加する場合の活動に係る必要経費は、センターが負担する。

(ボランティア活動に係る保険)

第8条 登録ボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとし、その費用はセンターが負担する。

(登録期間)

第9条 登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、途中で登録したボランティアにあっては、登録期間の末日までとする。

(登録)

第10条 センターは、登録を決定したボランティアに登録の通知をする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに登録する多文化共生ボランティア（語学ボランティア及び災害語学ボランティアを除く。）及び国際協力ボランティアについては、3か月の仮登録期間終了後、本登録を行うものとする。

(団体登録)

第11条 第2条に掲げる登録ボランティアの種類のうち、センターが特に必要と認めるものについては、団体で登録（以下「団体登録」という。）することができる。

- 2 団体登録をしようとする団体は、団体名で登録の申し込みを行うものとする。
- 3 団体の代表者に登録の通知をすることにより登録を決定し、ボランティア要綱を併せて送付する。団体の代表者は、構成員の名簿をセンターに提出し、その名簿に変更があった場合は、その都度財団に連絡するものとする。
- 4 この要綱の規定（第8条、第10条及び第12条を除く。）は、前項の規定に定める名簿に登録された団体の構成員に適用する。

(登録の更新)

第12条 登録の更新希望者は、センターが必要と認める場合は、登録の更新を行うことができる。

(登録の取り消し)

第13条 センターは、次の各号に掲げる場合、ボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 登録ボランティアの信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (4) センターからの要請に応じられない状態が続いたとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 財団法人名古屋国際センターボランティア要綱（昭和59年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

## 別表

### 【登録ボランティアの活動内容】

#### 1 多文化共生ボランティア

名古屋国際センターは、地域における多文化共生の促進を目指し活動しています。多文化共生社会とは、外国人が地域住民として基本的なサービスを受けられ、市民と外国人住民が共に助け合い、豊かな文化を創造できる社会です。

多文化共生ボランティアには、そのような社会を形成するための活動をしていただきます。

##### ア 日本語の会ボランティア

当地域に在住する外国人等を対象として、日常生活に必要な日本語の指導と日本文化の紹介、生活情報の提供などを行います。また、教室運営に関する事務なども行います。年間3コース開催し、毎週日曜日を開講日として、1コース11回、約3ヶ月を要します。

活動にあたって、日本語教師の資格は問いませんが、教室運営に必要な指導方法等は各自学習していただきます。

(活動頻度) 毎週日曜日 (担当によっては、その他の曜日の活動もあります)

##### イ 情報サービスコーナーボランティア

###### (A) 情報カウンターボランティア

センター3階の情報カウンターにおいて、窓口対応や情報収集・提供を行います。来館者や電話での問い合わせに対して、生活、観光、留学、国際交流・協力に関する情報を窓口で提供、レジャー・観光、伝統工芸やキャンプ・スキー場などの情報の収集と資料作成、ホームページにおける情報提供や更新作業を行います。

(活動頻度) 週1回 (3時間以上)

###### (B) NIC OUT&ABOUT

名古屋地域の毎月の観光情報の収集、原稿の作成 (日本語・英語) 及び英語による原稿の読み上げ録音、ホームページへの更新などを行います。

(活動頻度) 毎週火曜日午前

###### (C) NIC WALKING GUIDES

名古屋を中心とする観光情報を英語で照会するガイドブックの作成及びウォーキングツアーの企画・実施を行います。

(活動頻度) 第3土曜日午後 (ミーティング)

##### ウ ライブラリーボランティア

###### (A) ライブラリー

センター3階のライブラリーにおいて、図書資料の整理や登録、図書の紹介活動などを行います。具体的には読書室用の寄贈本の整理、ライブラリー内の掲示板の企画・作成・更新作業、

NIC ホームページにおけるライブラリー情報の提供・更新作業を行います。年2回の「本のリサイクルバザー」の企画・運営やその他ライブラリー業務補助などを行います。

(活動頻度) 週1回 (3時間以上)

## **(B) 絵本の会**

センター3階のライブラリーにおいて、外国人が母語で絵本の読み聞かせをする「外国語で楽しむ絵本の会」の企画・運営、母語による読み聞かせを行います。

(活動頻度) 第2及び第4日曜日

## **エ ひらがなしんぶんボランティア**

年4回「なごやひらがなしんぶん」(日本語学習者のために、漢字の下に読み仮名を振って書かれた情報紙)を発行します。

(活動頻度) 毎週火曜日

## **オ 子どもサポートボランティア**

### **(A) 子ども日本語教室(日曜日)ボランティア**

日本語を母語としない就学年齢の子どもに日常生活や学校に必要な日本語を指導します。年間3コース開催し、毎週日曜日を開講日として、1コース11回、約3ヶ月を要します。

(活動頻度) 毎週日曜日

### **(B) 子ども日本語教室(夏休み)ボランティア**

7・8月の学校の夏休み期間中に、日本語を母語としない就学年齢の子どもに日常生活や学校に必要な日本語を指導します。

(活動頻度) 平日週2回

### **(C) ソニョメウ(私の夢)子ども広場ボランティア**

名古屋市港区東海小学校のトワイライトスクール内で、外国にルーツをもつ子どもたちが日本語の能力を伸ばすための活動を行います。

(活動頻度) 毎週木曜日

### **(D) 九番団地子どもサッカー教室**

九番団地日本語教室「アウラ・ド・キューバ」と港区多文化共生推進協議会との共催で行っている子どもサッカー教室で、コーチ・アシスタントとして、外国と日本の子どもたちにサッカーを教えます。

(活動頻度) 毎週土曜日

## **カ 語学ボランティア**

在住外国人が日本語でのサポートを必要とする場面での通訳・翻訳の活動を行います。保育園や保健所、病院ほか公的機関での通訳、手紙・簡単な資料類(公文書は除く)の翻訳などを

行います。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

### キ 災害語学ボランティア

地震などの大規模な災害時に、日本語の理解が十分でなく、必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援するため、区役所や避難所等で通訳・翻訳、情報収集・提供等の活動します。

その他、外国人を対象とした防災啓発活動・訓練等での通訳なども行います。また、国際留学生会館(港区)に居住する留学生は、翻訳センターの活動を担います。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

### ク 留学生サポートボランティア

主に国際留学生会館に在住する留学生を対象として、交流ボランティアは留学生と県民・市民との交流行事や日本文化・習慣の紹介行事を企画、実施します。また日本語ボランティアは日本語の指導や生活情報の提供などを行います。

(活動頻度) 交流ボランティア 毎月1回

日本語ボランティア 毎週土曜日

### ケ 放送ボランティア

名古屋地域に在住または滞在する外国人に対して、FMラジオやWEBラジオ放送で行政情報や生活関連情報を提供するため、日本語原稿の各国語への翻訳及び翻訳原稿の収録を行います。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

### コ コミュニティーサポートボランティア

定住外国人にとって有益な情報をやさしい日本語で書き換えたり、ふりがなをふったりする活動を行います。

(活動頻度) 第1木曜日または第3土曜日午前

## 2 異文化理解ボランティア

名古屋国際センターは、「地球市民としての意識の醸成」を目指して活動しています。「地球市民」とは、世界の他の地域で起こっている事象や問題等に対して、自分もしくは自分を取り巻く地域のこととして感じられる市民を指します。

異文化理解ボランティアは、多文化共生の基礎となる国を超えた市民同士の相互理解や交流、地域と世界との繋がりや世界が抱えている課題に対する理解を深めるための活動をしていただきます。

### ア ホームビジットボランティア

在名・来名の外国人を日本の家庭に招待し、家庭生活に触れる機会を提供するものです。原

則として食事を含まない2～3時間とし、自宅の最寄り駅まで送迎します。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

#### **イ ホームステイボランティア**

センターもしくは日本または外国の国家機関・地方自治体・大学などの公共・公益的団体が実施する事業に参加する外国人、日本の大学等に在籍する外国人学生及びセンターが適格と認めた外国人を対象とし、一般の旅行者は対象としません。これら外国人が家庭に滞在することにより、日本人の生活や文化を理解し、交流を深める機会を提供します。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

#### **ウ 事業サポートボランティア**

センターが企画・開催する各種異文化理解プログラムにアシスタントとして活動するもので、受付事務、会場設営・撤去などがあります。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

#### **エ 国際理解教育ボランティア**

国際理解教育のワークショップを実施する際にファシリテーター（進行役）を補助するテーブルファシリテーター役を務めます。具体的には、各グループ（1グループ5～6名）に入り込み、グループワーク（グループでの意見交換や作業）をリードする役割を担います。

(活動頻度) 月1回

### **3 国際協力ボランティア**

名古屋国際センターは、異文化理解や世界が抱えている課題に対する理解の上に立ち、その課題の解決に向けた活動の機会も提供しています。

#### **ア 世界寺子屋運動ボランティア**

文字の読み書きができない人（非識字者）のための識字教育環境づくりを応援する“世界寺子屋運動”書き損じはがきキャンペーンの推進に協力する活動で、書き損じはがきの整理、キャンペーンの広報活動及びそれらに関わる事務などを行います。

(活動頻度) 週1回

## (公財)名古屋国際センターのご案内

### ●ボランティア担当

**交流協力課(多文化共生担当)** ☆月曜日休館

受付時間:9:00~21:00

TEL : (052)581-5689

Fax : (052)581-5629

Eメール:[vol@nic-nagoya.or.jp](mailto:vol@nic-nagoya.or.jp)

**交流協力課** ☆月曜日休館

受付時間:9:00~21:00(月曜日休館)

TEL : (052)581-5691

Fax : (052)581-5629

Eメール:[koryu@nic-nagoya.or.jp](mailto:koryu@nic-nagoya.or.jp)

### **管理課**

受付時間:9:00~21:00(施設の受付は17:00まで)

TEL : (052)581-5678

Fax : (052)581-5629

Eメール:[nic@nic-nagoya.or.jp](mailto:nic@nic-nagoya.or.jp)

**広報情報課** ☆月曜日休館

<情報サービスコーナー>

受付時間: 日本語・英語 9:00~19:00

ポルトガル語・スペイン語 10:00~12:00 13:00~17:00

中国語 13:00~17:00(土日は、10:00~12:00、13:00~17:00)

ハンデル・フィリピン語 13:00~17:00(木、土、日曜日のみ)

ベトナム語 13:00~17:00(第1・2日曜日のみ)

フランス語 13:00~17:00(第3・4日曜日のみ)

TEL : (052)581-0100

Fax : (052)571-4673

Eメール:[info@nic-nagoya.or.jp](mailto:info@nic-nagoya.or.jp)

<ライブラリー>

受付時間: 日本語・英語 9:00~19:00

TEL : (052)581-0102

その他休館日:12/29~1/3、2月・8月の第2日曜日

**留学生課** ☆日祝日休館

<国際留学生会館>

受付時間:9:00~20:00(火、木、土曜日は、17:00まで)

〒454-0015 名古屋市港区港栄二丁目2-29

TEL : (052)654-6511

Fax : (052)654-3510

Eメール:[isc@nic-nagoya.or.jp](mailto:isc@nic-nagoya.or.jp)



